

名古屋市障害者差別相談センター



市民の皆さんや企業の皆さんに『障害者差別解消法』に関する知識や理解を深めていただき、障害のある人もない人も理解し、尊重し合いながら誰もが安心して暮らせるまちをめざします。

分かりやすくお伝えします

- 法律にはどんなことが定められているの？
- どんなことが「不当な差別」になるの？
- 「合理的配慮」って何をすればいいの？
- 当事者の方とどのように接すればいいの？ など…



こんな場面でぜひご活用ください

- ♪ 企業の接遇向上の勉強会に
- ♪ 学校での授業の一コマに
- ♪ 当事者団体やグループの勉強会に
- ♪ 町内会、地域住民向けの講演会に

対 象 原則市内の企業・団体・グループなど（5名以上）

費 用 講師派遣にかかる費用（講師料、交通費等）は無料
（ただし、会場経費はご依頼者の負担となります。）

時 間 60分～90分程度（内容、時間などご相談に応じます）

申込方法 開催希望日の1か月前までに電話、FAX、メール、郵送、来所いずれかの方法で
下記へ申込み（裏面「出前講座申込書」をご利用ください。）

申込・問合せ先

名古屋市障害者差別相談センター

〒462-8558

名古屋市北区清水 4-17-1

名古屋市総合社会福祉会館5階

電話：052-856-8181

FAX：052-919-7585

URL:<https://nagoya-sabetsusoudan.jp> Email:inclu@nagoya-sabetsusoudan.jp

※名古屋市障害者差別相談センターは、法律に基づく相談窓口として名古屋市が設置し、社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会が受託・運営しています。

障害者差別相談センター 出前講座申込書

令和 年 月 日

申込者	【企業・団体名】
	【住所】 〒 —
ご連絡先	【担当者氏名】
	【電 話】 () —
	【F A X】 () —
	【Eメール】
ご希望日時	【第1希望】 令和 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分
	【第2希望】 令和 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分
実施会場	【住所】
	【会場名】
対象者	約 () 名
依頼経路	※講座について、どこでお知りになりましたか。
依頼理由	※講座を依頼した理由をお聞かせください。
知りたい 具体的内容	障害者雇用促進法に関することは対象外です
投影環境の用意 (パソコン・プロジェクタ・スクリーン)	用意できる ・ 用意できない

【申込先】

名古屋市障害者差別相談センター

〒462-8558 名古屋市北区清水4-17-1 総合社会福祉会館5階

電話：052-856-8181 FAX：052-919-7585

Eメール：inclu@nagoya-sabetsusoudan.jp